

2024 年度介護職員処遇改善加算等

処遇改善計画書に関わる就業規則の条文

社会福祉法人ひなたぼっこ就業規則第 35 条

- ① 2024 年2～5月の処遇改善支給方法について
- ② 2024 年度 6 月からの処遇改善加算等の支給方法

*いずれも厚生労働省の指針にもとづき支給する。